

ハローワーク求職情報提供 サービスについて

**導入マニュアル
(利用の手引き)
＜民間職業紹介事業者用＞**

令和7年8月
厚生労働省職業安定局

目次

第1 求職情報提供サービスの概要	1
第2 利用手続き	16
第3 利用状況の報告	21
第4 苦情の処理	24
第5 求人・求職情報提供サービスサイトの利用方法	26
第6 利用規約	31
【お問い合わせ先】各都道府県労働局	42

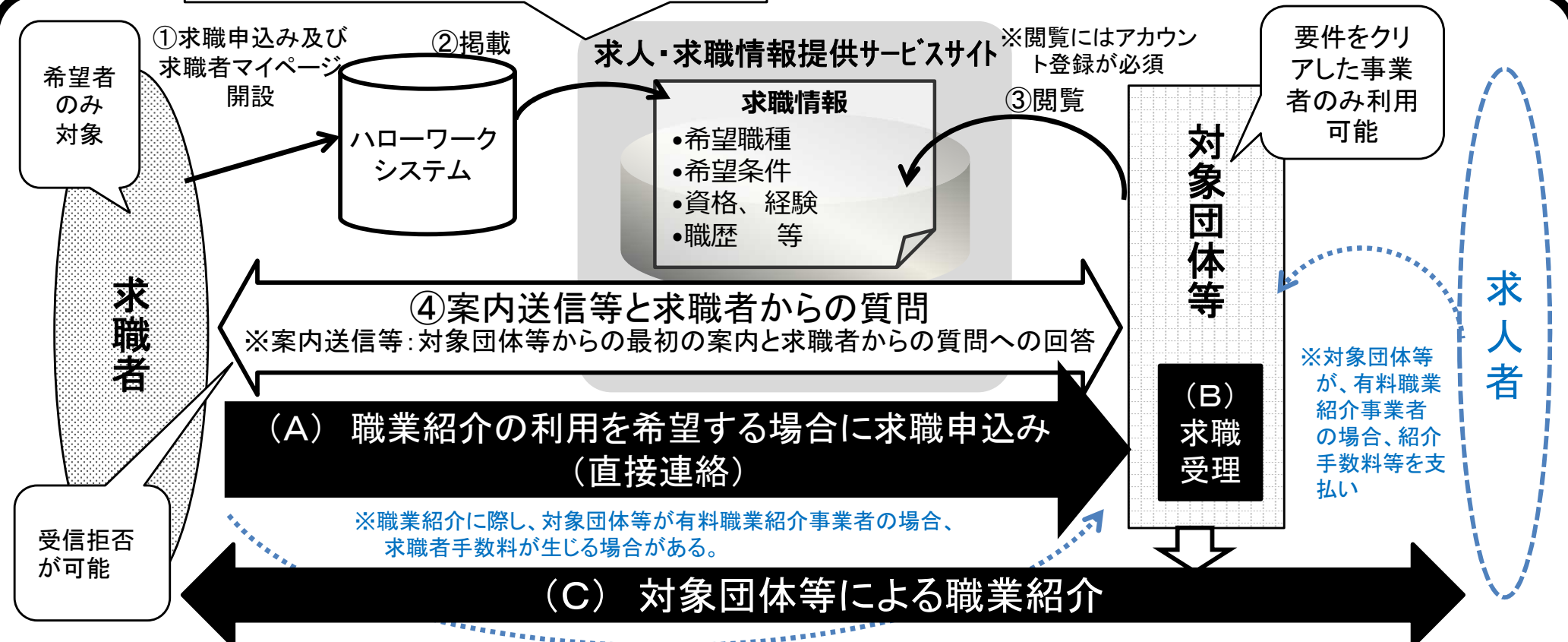
第 1 求職情報提供サービスの概要

1 本事業の趣旨・目的

- 求人・求職のマッチングに係るインフラとして、一種の公共財的な性格を有するハローワークの求職情報について、有料・無料の職業紹介事業者に提供することにより、以下のことを目指す。
- 国・地方・民間が、それぞれの役割・機能に応じた連携を強化し、オールジャパンとしての「外部労働市場全体のマッチング機能の最大化」を図る。
- 求職者が容易に利用できるマッチングの様々なチャネルを拡大することで、求職者にとって、早期に良質な雇用機会を確保していく。

2 求職情報の提供の仕組み

氏名・連絡先等の個人情報提供しない



- ①求職者がハローワークに求職申込み（ハローワークシステムに求職情報が登録される）、求職者マイページを開設。
- ②希望する求職者について、ハローワークシステムに登録された求職情報（氏名、連絡先等の個人情報等は除く。）を求人・求職情報提供サービスサイトに掲載。
- ③掲載されている求職情報を、一定の要件をクリアし、労働局に利用を承諾された対象団体等が閲覧。
- ④閲覧した対象団体等が、特定の求職者に連絡を取りたい場合は、当該サイトを経由して求職者マイページに案内等のメッセージを送信。メッセージを受信した求職者は、当該サイト経由で氏名等を明かさずに、サービスの利用希望や質問等について対象団体等とやりとり。

< (A) (以降は、求人・求職情報提供サービスサイト外で実施) >

(A)対象団体等の職業紹介の利用を希望する求職者は、対象団体等の案内を受け、対象団体等へ直接求職申込みを行う。

※求職申込み・受理以降のやりとりは、求職者と対象団体等の当事者同士が直接行う。

(B)求職受理以降、(C)対象団体等による職業紹介の際の手数料等のやりとりを点線で参考記載。

3（1）求職情報提供サービスの対象となる民間職業紹介事業者等

求職情報提供サービスの対象は以下の1から3のとおり。（これ以降、「民間職業紹介事業者等」という。）

1 職業紹介事業者であること

① 職業安定法第30条第1項に基づき有料職業紹介事業を行う事業者

（有料職業紹介事業の許可）

第三十条 有料の職業紹介事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

② 職業安定法第33条第1項に基づき無料職業紹介事業を行う事業者

（無料職業紹介事業）

第三十三条 無料の職業紹介事業（職業安定機関及び特定地方公共団体の行うものを除く。以下同じ。）を行おうとする者は、次条及び第三十三条の三の規定により行う場合を除き、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

③ 職業安定法第33条の3第1項に基づき無料職業紹介を行う特別の法人

（特別の法人の行う無料職業紹介事業）

第三十三条の三 特別の法律により設立された法人であつて厚生労働省令で定めるものは、厚生労働大臣に届け出て、当該法人の直接若しくは間接の構成員（以下この項において「構成員」という。）を求人者とし、又は当該法人の構成員若しくは構成員に雇用されている者を求職者とする無料の職業紹介事業を行うことができる。

2 職業紹介事業者として一定の実績を有していること

○利用申請日から起算して過去3か月以内に職業紹介事業者として就職実績を有する者

※「就職実績を有する」とは、具体的には、常用就職（注）の実績が1件以上あることとする。

（注）4か月以上の期間を定めて雇用されるもの又は期間の定めなく雇用されるもの

3 利用規約（第6参照）に同意し、かつその遵守が可能と認められること

3（2）求職情報提供サービスの対象とならない場合

以下の場合、求職情報提供サービスの対象としない。または、求職情報提供サービスの開始後であっても、以下に該当する場合は、サービスを停止する。（詳細は第6の利用規約を参照）

対象にならない場合

- ◆職業安定法に基づく事業停止命令を受けている期間、改善命令を受け必要な改善がなされるまでの期間、又は求人情報提供サービスの利用停止を受けている期間は、**新規に求職情報提供サービスの対象としない**。
- ◆本サービス利用開始後に職業安定法に基づく職業紹介事業の許可の取消しを受けた場合、事業停止命令を受けた場合及び改善命令を受け必要な改善がなされるまでの間は、**求職情報提供サービスを停止**する。
- ◆本サービス利用開始後に労働関係法令や利用規約に違反した場合は、労働局長の判断で**求職情報提供サービスを停止**する。

〔主な利用規約違反〕

- ・ 職業紹介と関係がない目的で利用した場合
- ・ 求職者の意に反した営業活動を行った場合
- ・ 求職情報を第三者に提供した場合
- ・ 利用状況等の報告を行わなかった場合
- ・ 本サービスを利用する求職者に派遣労働者としての登録を働きかけた場合

※本サービスを停止した場合は、厚生労働省が作成する「対象団体一覧表」に、停止中である旨を記載するほか、利用解除となった場合は「利用解除となった対象団体一覧表」に3年間記載する。

4 求職情報提供サービスで提供される求職情報の範囲及び内容①

○ハローワークに求職登録を行っている者のうち、次に掲げる者を除き、求職情報の提供を行うことを希望し、利用規約(求職者用)に同意した者

【対象から除く求職者】・新規中卒者・新規高卒者

求職者の希望の確認方法

○求職者については、ハローワークが求職受理時に(既に求職中の者については、本人からの申出等に応じて)希望を以下のとおり確認する。

- ①地方自治体等※・地方版ハローワーク及び民間職業紹介事業者等の両方に情報提供
- ②地方自治体等・地方版ハローワークのみ情報提供
- ③民間職業紹介事業者等のみ情報提供
- ④地方自治体等・地方版ハローワーク及び民間職業紹介事業者等のどちらにも提供しない

※地方自治体等には、都道府県ナースセンター、福祉人材センター、保育士・保育所支援センターなどが含まれる。

○提供希望の確認時には、利用ルール等を説明するとともに、対象団体等一覧(名称、所在地、職業紹介の許可・届出番号、プライバシーマークや職業紹介優良事業者マークの有無等を記載)を配布する。

4 求職情報提供サービスで提供される求職情報の範囲及び内容②

○情報提供することに同意した求職者の求職申込みの内容のうち、個人が特定されるもの及び初期段階において提供の必要がないと考えられるものとして、氏名、生年月日、性別、年齢、住所、電話、携帯、FAX、配偶者、扶養家族、就業上留意を要する家族、仕事をする上で身体上注意する点等を除き提供する。

①提供される求職申込みの内容

①希望就業形態・雇用期間 ②正社員希望 ③派遣の可否 ④請負の可否 ⑤希望する仕事 ⑥希望勤務時間 ⑦希望休日 ⑧週休二日制の希望 ⑨希望賃金(希望月収、希望時間額) ⑩希望勤務地(通勤方法、通勤時間の限度も含む) ⑪マイカー通勤希望 ⑫在宅勤務希望 ⑬UIJターンの希望(希望都道府県を含む) ⑭転居の可否 ⑮海外勤務の可否 ⑯学歴・訓練受講歴 ⑰普通自動車運転免許の有無 ⑱免許・資格 ⑲PCソフト・PCスキル ⑳専門知識・技術・能力の内容 ㉑アピールポイント ㉒経験した主な仕事(在籍期間、現在の状況を含む) ㉓その他特記事項 ㉔障害の種類等 ㉕問い合わせ先(ハローワーク名)

※求職情報更新: 提供される求職情報は、15分程度で更新される。

※求職情報の検索条件: 本サービスで提供される求職情報を、希望職種、希望勤務地、希望賃金、免許・資格、UIJターン希望の有無等で検索することができる。

5 職業安定法の適用について①

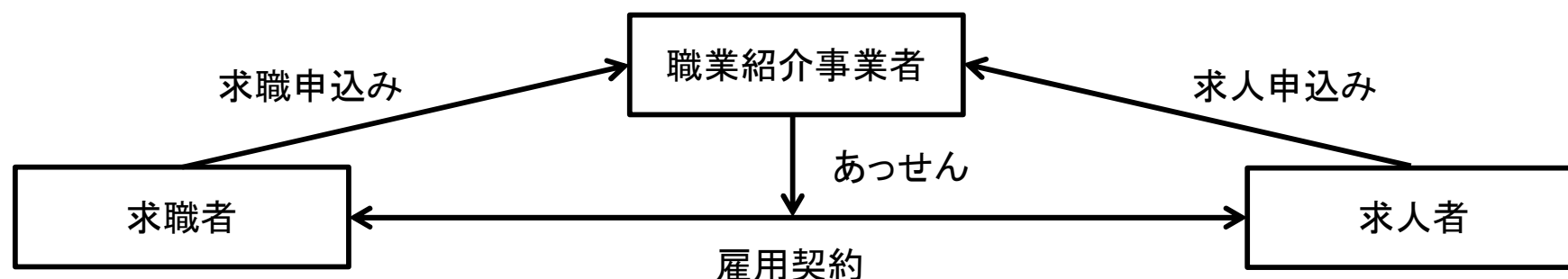
○民間職業紹介事業者等が、求職情報提供サービスで提供された求職情報を活用して職業紹介を行う際には、職業紹介事業者として自ら求職申込みを受理するとともに、求職者の個人情報の取扱や求職者に対する労働条件の明示など、職業安定法上の義務を負う。

○求職情報提供サービスは、民間職業紹介事業者等への、ハローワークが受理した求職申込み内容に係る「情報提供」と位置づけられ、ハローワークが民間職業紹介事業者等の代理で求職申込みを受理したものではない。

※厚生労働省や労働局は、民間職業紹介事業者等が職業安定法の規定に違反した場合には、本サービスの停止や利用解除を行うことができる。

【参考：職業紹介について】

「職業紹介」… 求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者の間の雇用関係の成立をあっせんすること



5 職業安定法の適用について②（職業安定法（抄））

【参考：職業安定法（抄）】

（労働条件等の明示）

求人者から労働条件の明示を受け、求職者に労働条件を明示することが必要。

第五条の三 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者並びに労働者供給事業者は、それぞれ、職業紹介、労働者の募集又は労働者供給に当たり、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者に対し、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

2 求人者は求人者の申込みに当たり公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者に対し、労働者供給を受けようとする者はあらかじめ労働者供給事業者に対し、それぞれ、求職者又は供給される労働者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

3・4 （略）

（求職者等の個人情報の取扱い）

求職者の個人情報を適正に管理することが必要。

第五条の五 公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者及び求人者、労働者の募集を行う者及び募集受託者、特定募集情報等提供事業者並びに労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者（次項において「公共職業安定所等」という。）は、それぞれ、その業務に関し、求職者、労働者になろうとする者又は供給される労働者の個人情報（以下この条において「求職者等の個人情報」という。）を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、厚生労働省令で定めるところにより、当該目的を明らかにして求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 公共職業安定所等は、求職者等の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

（求職の申込み）

求職申込みは、すべて受理することが必要。

第五条の七 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求職の申込みは全て受理しなければならない。ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しないことができる。

2 （略）

6 (1) 求職情報提供サービスで提供を受けた求職情報の活用方法

○ハローワークの求職情報は、求職者の方がハローワークの職業紹介を受けることを希望して登録したもの。民間職業紹介事業者等がハローワークの求職情報提供サービスを利用する場合も、職業紹介やこれに関連するサービスへの利用が前提となる。



※リクルートスーツの販売広告など職業紹介に無関係な情報を求職者に送付するなどの宣伝的行為は認められない。



職業紹介事業を実施する場合は、職業安定法が適用される（第1の5参照）。また、活用は利用規約（第6参照）の範囲内に限る。

トラブル事案への対応

○求職者から、民間職業紹介事業者等と求職者の求人・求職情報提供サービスサイト上でのやりとり、職業紹介等について苦情等があった場合は、労働局・ハローワークでは一切の責任を負わず、求職者と民間職業紹介事業者等との間で解決する。



民間職業紹介事業者等が本サービスでのやりとりを通じて、求職者から求職申込みを受理する場合、職業紹介に伴って求職受付手数料、職業紹介手数料を含めた有料のサービスが発生する場合は、求職受理前に求職者にきちんと説明する。

《民間職業紹介事業者等が行うサービスの苦情がハローワークに寄せられたら…》

本サービスを利用する求職者から、民間職業紹介事業者等が行うサービスの苦情がハローワークに寄せられた場合、事実関係を確認し、必要に応じて、利用方法の是正等を求めますので、民間職業紹介事業者等は、責任を持って対応してください。

6 (2) 求職情報の活用にあたっての留意事項①

○求職情報提供サービスで提供を受けた求職情報を活用する際は、以下の事項を遵守すること。
(詳細は第6の利用規約を参照)

求職情報の取得・利用のルール

- ①ハローワークの求職情報の取得は、自ら行う職業紹介に案内することのみを目的とすること。
- ②偽りその他不正の手段によって求職者の個人情報を取得しないこと。
- ③求職者の意に反した営業活動を一切行わないこと。
- ④求職情報を対象団体等以外の第三者へ提供しないこと。
- ⑤求職情報の削除・廃棄
 - a 求職者から求められた場合、当該求職者の求職情報を直ちに削除・廃棄し、対処状況を遅滞なく本人に通知すること。
 - b 対象団体等は案内送信等を求職者から受信拒否された場合、遅滞なく当該求職者の求職情報を削除・廃棄すること。
 - c 求職情報のうち、取得した月の翌々月の末日までに求職受理に至らなかった求職者の求職情報については、遅滞なく削除・廃棄すること。また、当該期間内に求職受理に至った者で、受理した日の属する年度の翌年度の初日から起算して1年を超えた求職者の求職情報は、遅滞なく削除・廃棄すること。
 - d 対象団体等が本サービスの利用を停止した場合(本サービスを停止された場合及び利用解除をされた場合を含む)、遅滞なく、提供を受けたすべての求職情報を削除・廃棄すること。
- ⑥対象団体等が求人・求職情報提供サービスサイトで求職者に最初に案内を送付する際、求職者が利用検討を十分に行うことができるよう、対象団体等の職業紹介の実績、取り扱っている求人に関する情報(職種・業種・地域)、職業紹介に関する手数料や個人情報管理・苦情処理責任者の情報等が必須情報として、システム上で自動的に送信されること。なお、当該必須情報に虚偽がある場合には、②に該当するものとして取り扱うこと。
- ⑦求人・求職情報提供サービスサイト上で、本サービスの対象となる求職者に対して、対象団体等が案内送信等できる件数は、総数で1日当たり1,000件を上限とすること。
- ⑧氏名、連絡先等の個人を特定できる情報のやりとりは、求人・求職情報提供サービスサイト上では行わず、対象団体等が示す本サービス以外の連絡方法を用いて行うこと。
- ⑨本サービスを利用して、新規大学卒業者等(※)に対して行う、職業紹介以外の有料サービスの提供は、当該有料サービスについて、サービスの種類・金額等について労働局に事前に届け出た上で、求職者に事前に説明し、承諾を得た場合を除き、認めないこと。

※新規大学卒業後3年までの者、中学、高校卒業後3年までの者(新規中卒者、新規高卒者は除く)

6（2）求職情報の活用にあたっての留意事項②

職業紹介を行う際の原則

- ①本サービスを活用して求職者より求職申込みがあった場合は、職業安定法に則り、すべて受理すること。
- ②ハローワークに求職申込みを行った求職者は、無料の職業紹介を受けることを希望しているものであり、職業紹介に伴って、求職受付手数料、職業紹介手数料を含めた有料のサービスが発生する場合は、求職受理前に求職者に対してその旨の説明を行うこと。
- ③求職者に対して、職業紹介等と関連しないサービスの提供は行わないこと。求職者の希望がある場合に限り、職業紹介以外の有料の就職支援サービスを提供することができること。
- ④対象団体等が求職申込みを受理した後は、対象団体等の求職者であることを求人者に明確に示すこと。
- ⑤対象団体等は、本サービスを利用する求職者に派遣労働者としての登録を働きかけないこと。
- ⑥対象団体等による求人・求職情報提供サービスサイト上のやりとり、職業紹介及び関連サービスは、すべて対象団体等の責任において実施し、ハローワークは一切の責任を負わないこと。
ただし、労働局又はハローワークは、本サービスを利用して生じた求職者からの苦情を受け付け、必要に応じ、事実関係の報告や利用方法の是正等を対象団体等に求めるものであること。



厚生労働省、都道府県労働局、ハローワークから利用方法等の是正の要請があった際は、速やかに是正をお願いします。

7 連絡責任者及び個人情報管理・苦情処理責任者の選任について

○求職情報提供サービスを利用する民間職業紹介事業者等は、労働局・ハローワークとの連絡調整に当たる「連絡責任者」、個人情報の管理及び本サービスを利用する求職者等からの苦情申出の処理に責任を有する「個人情報管理・苦情処理責任者」を選任し、利用申請書に記載するとともに、求職者に周知する。

連絡責任者

- 民間職業紹介事業者等は、常勤の職員から1名の連絡責任者を選任。
- 連絡責任者は、求職情報提供サービスを活用して行う業務の責任を負うとともに、労働局・ハローワークとの連絡調整に当たる。
- 求人情報提供サービスに係る連絡責任者が本サービスの連絡責任者を兼務すること、連絡責任者が個人情報管理・苦情処理責任者を兼務することは可能である。
- 連絡責任者は、職業安定法第32条の14に基づき選任する職業紹介責任者を選任することが望ましい。

個人情報管理・苦情処理責任者

- 民間職業紹介事業者等は、常勤の職員から1名の個人情報管理・苦情処理責任者を選任。
- 個人情報管理・苦情処理責任者は、個人情報の管理のほか、求職情報提供サービスを利用する求職者からの苦情申出に責任を持って対応する。
- 上記連絡責任者が、個人情報管理・苦情処理責任者を兼務することは可能である。

本サービスを利用する求職者は、個人情報管理・苦情処理責任者に苦情の申出を行うほか、労働局・ハローワークが求職者からの苦情を受けた場合は、連絡責任者に連絡し、事実関係を確認し、必要に応じて、利用方法等の是正などを要請するため、責任を持って対応をお願いします。

8 セキュリティ対策について

セキュリティ対策等について

利用団体は、求人・求職情報提供サービスサイトを利用するためのアカウント(メールアドレス及びパスワード)は第三者に開示、貸与及び譲渡としてはならない。また、提供された求職情報の適切な運用、安全性の確保、障害等の予防の観点から、以下の措置を講じなければならない。

- ①アンチウイルスソフトウェア等により不正プログラムとして検知されている実行ファイルやデータファイルを実行又はアプリケーションで読み込ませないようにすること。
- ②アンチウイルスソフトウェアの不正プログラムの定義ファイルを常に最新の状態に維持し、不正プログラムの自動検査機能を有効にすること。
- ③セキュリティの脆弱性への対応を行っていないOSや閲覧ソフト等を用いないこと。
- ④定期的に全ての電子ファイルに対して、不正プログラムの有無を確認すること。
- ⑤提供される求職情報の漏えい、滅失、き損、改ざん等を行わせないようにすること。
- ⑥求人・求職情報提供サービスサイトに接続している情報処理機器に対する不正アクセス行為を行わせないようにすること。



本サービスにより提供された求職情報を取得・利用したこと、アカウントを第三者に不正に利用されたこと又は上記のセキュリティ対策を適切に講じなかったこと等により、求職者、その他の第三者又は厚生労働省に対して損害を与えた場合、民間職業紹介事業者等は自らの責任により解決してください。

9 求職情報提供サービスのお知らせの掲載

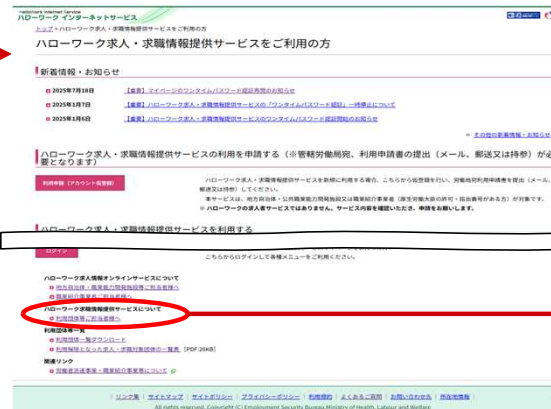
- 求職情報提供サービスをご利用の団体等への厚生労働省からののお知らせは、ハローワークインターネットサービスの専用ページに掲載。(ID・パスワード不要)
- 重要なお知らせも含め、厚生労働省からののお知らせは、原則としてこの専用ページに掲載するので、内容を必ず確認してください。

ハローワークインターネットサービスの専用ページURL
<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/provide/online04.html>

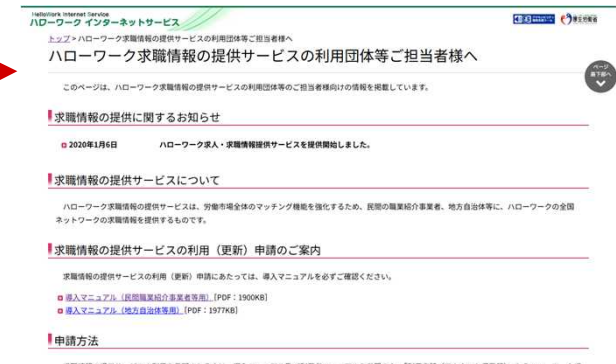
＜ハローワークインターネットサービストップページ＞



＜ハローワーク求人・求職情報提供サービスをご利用の方＞



＜ハローワーク求職情報の提供サービスの利用団体等ご担当者様へ＞



掲載する内容

- ◆ハローワーク求人・求職情報提供サービス利用者マニュアル(民間人材ビジネス)
- ◆システムメンテナンスのお知らせ
- ◆その他 厚生労働省からののお知らせ 等

第 2 利用手続き

1 利用申請の方法

利用申請に必要な書類

利用申請書に記載の民間職業紹介事業者等の名称や所在地、職業紹介事業の許可・届出番号、プライバシーマークや職業紹介優良事業者マークの取得の有無等は、「対象団体等一覧表」に記載し、ハローワークインターネットサービス専用ページやハローワーク窓口などで求職者に対して周知します。

①利用申請書(1部)

※プライバシーマークや職業紹介優良事業者マークを取得している場合は、その登録証や認定証の提示(写しでも可)をお願いします。

※利用申請書の作成及び利用規約の同意の手続きは、求人・求職情報提供サービスサイトから行います。

利用申請から利用開始までの流れ

①ハローワークインターネットサービスから求人・求職情報提供サービスサイトにアクセスし、利用登録画面から新規登録を行い、利用登録完了画面で「利用申請書ダウンロードボタン」を押下して印刷します。利用登録の際は、最初にアカウント(メールアドレス及びパスワード)の登録手続きをします。

②登録手続きをした日の翌日から14日以内に登録、利用申請書(1部)及び利用規約の同意書(1部。連名申請の場合に限る)を地方自治体等の所在地を管轄する労働局に提出(郵送(書留)またはメールによる提出も可)します。

※申請期限が土日祝日や年末年始にあたる場合、その前日までに提出が必要。

※ハローワークインターネットサービス専用ページ(<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/provide/online04.html>)に、労働局の所在地一覧を掲載。

※民間職業紹介事業者等の複数部署で利用する場合は、代表の部署から提出。

③労働局は審査の上、民間職業紹介事業者等に利用承認をメールで通知するとともに、利用承諾書を送付します。

④民間職業紹介事業者等は、利用申請承認完了メール到着後、利用登録時に設定したアカウントを求人・求職情報提供サービスサイト上の利用団体ログイン画面に入力し、求職情報提供サービスを利用することができます(特別なソフトウェアのインストールなどは不要)。

⑤求人・求職情報提供サービスサイトの操作方法についてご不明な点等ありましたら、以下までお問い合わせください。

ハローワークインターネットサービスヘルプデスク

電話番号:0570-077450 E-mail: helpdesk@hd.hellowork.mhlw.go.jp

受付時間:月曜～金曜 9:30～18:00(年末年始、祝日を除く)

2 各種変更手続きの方法

変更申請から利用開始までの流れ

○求人・求職情報提供サービスサイトにログインし変更申請を行うとともに、申請書をダウンロードし、変更申請後の翌日から14日以内(必着)に、下表の「必要な書類」欄の書類と合わせて民間職業紹介事業者等の所在地を管轄する労働局に提出。

※申請期限が土日祝日や年末年始にあたる場合、その前日までに提出が必要。

○変更申請が承諾された場合は、求人・求職情報提供サービスサイト上で登録が完了したことが表示されるとともに、承諾書が労働局から郵送される。

1 職業紹介事業の許可を更新した場合

書類提出時期	必要な書類	記載事項	備考
職業紹介事業の許可更新後 <u>直ちに提出</u>	①「ハローワーク求人・求職情報提供サービス利用・変更・更新申請書」(求人・求職情報提供サービスサイトからダウンロード)	○内容を確認のうえ、申請者の氏名を記入。	※職業紹介の許可の有効期限が過ぎた場合は、サービスを停止する。
	②利用承諾書の写し		

2 上記以外の変更 ……連絡責任者の変更、プライバシーマークを新たに取得等

書類提出時期	必要な書類	記載事項	備考
変更が生じた場合に <u>直ちに提出</u>	①「ハローワーク求人・求職情報提供サービス利用・変更・更新申請書」(求人・求職情報提供サービスサイトからダウンロード)	○内容を確認のうえ、申請者の氏名を記入。	※プライバシーマークや職業紹介優良事業者マークを新たに取得した場合は、登録証や認定書を提示(写しでも可)。
	②利用承諾書の写し		

※住所変更で管轄労働局が変更になる場合は、移転先の管轄労働局に提出すること。

3 更新手続きの方法

- 初回の利用申請による利用承諾の有効期限は1年間、2回目以降の利用申請による利用承諾の有効期限は3年間。
- 有効期限の満了月の3か月前の最初の日から有効期限の満了月の前の月の最後の日までに更新申請を行うことが必要。※期限までに申請書が労働局に到達することが必要。

更新申請から利用開始までの流れ

- 求人・求職情報提供サービスサイトにログインし更新申請を行うとともに、申請書をダウンロードし、更新申請後の翌日から14日以内(必着)に、下表の「必要な書類」欄の書類を民間職業紹介事業者等の所在地を管轄する労働局に提出。
※申請期限が土日祝日や年末年始にあたる場合、その前日までに提出が必要。
- 更新申請が承諾された場合は、求人・求職情報提供サービスサイト上で登録が完了したことが表示されるとともに、更新承諾書が労働局から郵送される。

書類提出時期	必要な書類	記載事項	備考
有効期限の満了月の 3か月前の最初の日 から 有効期限の満了月の 前の月の最後の日 までに提出	①「ハローワーク求人・求職情報提供サービス利用・変更・更新申請書」(求人・求職情報提供サービスサイトからダウンロード)	○ 内容を確認のうえ、申請者の氏名を記入。	※利用開始希望日は、利用承諾書に記載された有効期限満了日の翌日とすること。
	②利用承諾書の写し ※2回目以降の更新の場合は、更新承諾書の写し		

4 退会（利用停止）の方法

退会（利用停止）までの流れ

○求人・求職情報提供サービスサイトにログインし退会申請を行うとともに、申請書をダウンロードし、退会申請後の翌日から14日以内（必着）に、下表の「必要な書類」欄の書類を民間職業紹介事業者等の所在地を管轄する労働局に提出。

※申請期限が土日祝日や年末年始にあたる場合、その前日までに提出が必要。

※必ず利用実績の報告を求人・求職情報提供サービスサイトから行うようにしてください。

※アカウント(ID及びパスワード)が不明等の理由により、求人・求職情報提供サービスサイトにアクセスできない場合は、民間職業紹介事業者等の所在地を管轄する労働局に相談。

○退会申請書を労働局職員が承諾すると、それ以降、求人・求職情報提供サービスサイトの利用ができなくなる。

1 求職情報提供サービスの退会（利用停止）を希望する場合

2 職業紹介事業の許可廃止の場合

次の（1）又は（2）に該当する場合。

（1）民間職業紹介事業者（利用申請者）が、職業安定法第30条第1項に基づく有料職業紹介事業の許可を廃止した場合

（2）民間職業紹介事業者（利用申請者）が、職業安定法第33条第1項に基づく無料職業紹介事業の許可を廃止した場合

書類提出時期	必要な書類	記載事項	備考
上記1の場合： 利用停止希望日の 2か月から10日前 までに提出	①「ハローワーク求人・求職情報提供サービス退会申請書」（求人・求職情報提供サービスサイトからダウンロード）	○退会申請書「2 申請者確認欄」は、退会に係る同意事項について該当項目にチェックを記入の上、申請者の氏名を記入。	※利用停止希望年月日が、申請日から起算して10日以上2か月以内の日付になっていることを確認
上記2の場合： 職業紹介事業の許可 廃止申請後 <u>直ちに</u> 提出	②利用承諾書の写し ※更新済の場合は更新承諾書の写し		※利用承諾書の有効期限が過ぎると、サービスの利用はできません

第 3 利用状況の報告

利用状況の報告①

○求職情報提供サービスの成果を把握するため、民間職業紹介事業者等は、**年1回、「利用状況報告書」**の作成・提出をお願いします。

※民間職業紹介事業者等の内部の複数部署で求職情報提供サービスを利用する場合は、代表の部署がまとめて提出。

※求人・求職情報提供サービスサイトからの報告。サイトの操作について不明な場合は、以下までお問い合わせください。

ハローワークインターネットサービスヘルプデスク(受付時間:月曜～金曜 9:30～18:00(年末年始、祝日除く))

電話番号:0570-077450 E-mail: helpdesk@hd.hellowork.mhlw.go.jp

※報告期限は、年度の最終月の翌月(4月)20日まで。

報告内容

報告期間内における

- ①本サービスの新規求職申込件数
- ②本サービスの職業紹介件数
- ③本サービスの常用就職件数
- ④本サービスの臨時日雇い就職延べ数
- ⑤本サービスの苦情受付件数
- ⑥本サービスを活用して求職申込みをした求職者が就職に至る前に対象団体等からのサービス提供の中止を申し出た、又は連絡が取れなくなった件数
- ⑦対象団体等有料職業紹介事業者の場合、
 - ・本サービスを活用して求職申込みをした求職者に係る求職者手数料
 - ・当該求職者の職業紹介について求人者が負担した手数料のそれぞれの合計額と件数

利用状況の報告②

報告期日・提出方法

○報告頻度は2020年度から年1回(年度の最終月の翌月(4月)20日まで)になりました。

(2025年度(令和7年度)の報告の場合)

対象期間	報告期日
2025年4月～2026年3月	2026年4月20日まで



利用実績がない場合も
必ず報告して下さい。

○求人・求職情報提供サービスサイトから報告。

※報告方法の詳細は、「ハローワーク求人・求職情報提供サービス利用者マニュアル-民間人材ビジネス-」の「5. 4. 求職情報の利用実績を報告する」をご参照ください。

留意事項

○報告は、必ず期限内(年度の最終月の翌月(4月)20日まで)に提出してください。

※報告の提出は、利用規約にも規定されていますので、提出しない場合は利用規約違反となります。

※提出日を経過しても提出がない場合は、労働局から連絡責任者に早期提出を依頼し、改善されない場合には利用停止を行うこともあります。

○報告された内容は、厚生労働省が求職情報提供サービスの成果を把握するために使用し、個別の民間職業紹介事業者等の報告内容を公表することはありません。

第 4 苦情の処理

苦情の種類と利用の制限について

1 職業安定法違反が疑われる場合の対応

求職者からの苦情申出等により、職業安定法違反の疑いがある行為(※)を把握した場合で、職業安定法に基づく許可の取消、事業停止命令又は改善命令を行った場合は、事案の内容に応じて、労働局は是正が確認されるまでの間、求人・求職情報提供サービスを停止します。(※)求職申込書の不受理、禁止職種への職業紹介、個人情報の漏洩など

2 利用規約違反行為があった場合の対応

求職者からの苦情申出等により、利用規約違反行為(※)を把握した場合、利用規約違反として労働局又はハローワークから民間職業紹介事業者等に対して是正要請を行うとともに、一定期間(6カ月)の利用停止や是正が確認されるまでの間の求人・求職情報提供サービスを停止します。利用再開後、再度利用規約違反行為を行った場合は、求人・求職情報提供サービスの利用解除をします。(※)一方的な宣伝的行為、過剰な営業活動、不適切な報告、情報の不正取得など

3 法違反及び利用規約違反が疑われる行為が生じた場合の労働局及びハローワークの対応

民間職業紹介事業者等が職業安定法、労働者派遣法その他労働関係法令違反に係る行政指導等を受けた場合又は利用規約違反行為が明らかになった場合、事案に応じ、労働局長は求人・求職情報提供サービスの停止又は利用解除を行います。

民間職業紹介事業者等の利用規約違反が疑われる行為を把握した場合、労働局又はハローワークは事実確認を行いますので、対応をお願いします。その行為が利用規約違反に該当するかは、事案に応じ労働局長が判断しますが、民間職業紹介事業者等に対して、判断の内容については説明をします。なお、労働局は、違反行為の事実確認に時間を要する場合は、事実確認ができるまでの間、求人・求職情報提供サービスの停止を一時的に行うことができます。



※上記1から3により、求人・求職情報サービスを停止した場合、対象団体等一覧表に「停止」の旨記載します。

また、利用解除となった対象団体等については、利用解除団体一覧表に解除となった日から3年間掲載します。

4 指導等

本サービスを利用する求職者は、求人・求職者マイページで民間職業紹介事業者等からの案内送信等を拒否したい場合、受信拒否を設定することができます。

労働局又はハローワークは、受信拒否をしている求職者数が一定数を超えた場合、民間職業紹介事業者等の利用状況の確認や必要に応じて指導を実施することとしていますので、対応をお願いします。

5 利用契約の解除を受けた民間職業紹介事業者等の再申請

利用解除となった民間職業紹介事業者等は、利用解除された日から3年間は、求人・求職情報提供サービスの利用に係る再申請ができません。

第5 求人・求職情報提供サービスサイトの 利用方法

1 求人・求職情報提供サービスの機能・操作方法（利用申請）

- ①ハローワークインターネットサービスのトップ画面の右側「ハローワーク求人・求職情報提供サービスをご利用の方」をクリックし、次の画面へ遷移



- ②「ハローワーク求人・求職情報提供サービスの利用を申請する」の「利用申請（アカウント仮登録）」をクリックし、アカウント登録を実施。



- ③「ハローワーク求人・求職情報提供サービス仮登録画面」に必要な情報を記載し、完了ボタンを押下。



- ④「ハローワーク求人・求職情報提供サービス仮登録完了画面」で「申請書をダウンロード」ボタンを押下して印刷。



- ⑤印刷した「ハローワーク求人・求職情報提供サービス 利用・変更・更新申請書（利用申請書）」の申請者確認欄に代表者の氏名を記入。



- ⑥記入した利用申請書を、登録手続きをした日の翌日から14日以内に所在地を管轄する労働局に持参又は郵送（書留）またはメールにより提出してください。

ハローワークインターネットサービスのトップ画面



※申請期限が土日祝日や年末年始にあたる場合、その前日までに提出（郵送の場合は前日までに必着）してください。

この期間を経過すると、申請データが削除され、改めて手続きが必要になります。

※具体的な操作方法是「ハローワーク求人・求職情報提供サービス利用者マニュアル-民間人材ビジネス-」を参照ください。

①トップ画面



[HeliCom's Internet Service](#)
[ハローワーク インターネットサービス](#)

[ログアウト](#)

[ホーム](#)
[求人情報▼](#)
[求職情報](#)
[メッセージ](#)
[報告▼](#)
[登録情報・設定](#)

[ホーム](#) > [求職情報検索](#)
求職情報検索・一覧

保存した条件で検索

保存した条件で検索できます。
検索条件を削除し、再入力してください。

保存した条件を消去

【職種を選択】 又は 【職業分類を選択】 ボタンを押して、検索する職種を選択してください。職業分類コードを直接入力することでもできます（[職業分類コード一覧](#)）。

職種を選択

クリア

職種を選択

クリア

職種を選択

クリア

職種

・

職業分類を選択

正

[Hello!Work Internet Service](#)
ハローワーク インターネットサービス

[ホーム](#)
[求人情報▼](#)
[求職情報](#)
[メッセージ](#)
[報告▼](#)
[登録情報・設定](#)

[ホーム](#) > [メッセージ管理](#)
メッセージ送信完了

メッセージを送信しました。

[リンク集](#) |
 [サイトマップ](#) |
 [サイトポリシー](#) |
 [プライバシーポリシー](#) |
 [利用規約](#) |
 [よくあるご質問](#) |
 [お問い合わせ](#)

All rights reserved, Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

3 求人・求職情報提供サービスサイトで提供される求職情報の内容①

○ 求人・求職情報提供サービスサイトで、閲覧できる求職情報は、以下のとおり。

求職情報詳細画面①

ホーム	求人情報▼	求職情報	メッセージ	報告▼	登録情報・設定
ホーム > 求職情報検索 求職情報詳細					
メッセージ 新規メッセージを作成					
希望就業形態	希望就業形態 フルタイム	雇用期間 雇用期間の定めなし	希望 正社員希望		
希望する仕事	希望する仕事 あり 希望する仕事1 職種 総務事務員 経験年数 3年以上 希望する仕事の内容 ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○				
希望勤務時間	希望勤務時間 9時00分～19時00分				

求職情報詳細画面②

ホーム	求人情報▼	求職情報	メッセージ	報告▼	登録情報・設定
ホーム > 求職情報検索					
希望賃金	希望月収(税込) 25万円以上				
希望勤務地	希望勤務地 徳島県 交通手段 電車 マイカー通勤の希望 希望しない 在宅勤務の希望 なし 所要時間 30分以内				
UIターン希望	UIターンについての希望 なし				
転居の可否	転居不可				
海外勤務の可否	海外勤務不可				
学歴	最終学歴 大学 卒業・修了 専攻科目 ○○○○○○○○○○				

求職情報詳細画面③

ホーム	求人情報▼	求職情報	メッセージ	報告▼	登録情報・設定
ホーム > 求職情報検索					
普通自動車運転免許	あり(限定なし)				
PCソフト・PCスキル	文書作成ソフト ○○○○○○○○○○ 表計算ソフト ○○○○○○○○○○ プレゼンテーション資料作成ソフト ○○○○○○○○○○ その他のソフト ○○○○○○○○○○				
専門知識・技術・能力の内容	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○				
アピールポイント	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○				

求職情報詳細画面④

ホーム	求人情報▼	求職情報	メッセージ	報告▼	登録情報・設定
ホーム > 求職情報検索					
アピールポイント	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○				
経験した主な仕事	経験した主な仕事1 職種 総務事務員 仕事内容 ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ 在籍期間 平成25年4月～平成31年3月 働いていた(いる)期間 約6年 現在の状況 既退職				
問い合わせ先	徳島公共職業安定所				

4 求人・求職情報提供サービスサイトで提供される求職情報の内容②

○提供される求職情報の項目の解説は以下のとおり。

＜希望就業形態・雇用期間＞

就業形態はフルタイム、パート、季節労働から選定する。雇用期間はなし、あり(4ヶ月以上、4ヶ月未満)、日雇から選定する。

＜正社員希望、派遣の可否、請負の可否＞

正社員の希望があるか、派遣労働者として働くことを希望するか、請負事業所からの求人を希望するかどうかを表示。

＜希望する仕事＞

希望する仕事の有無、ある場合に職種や経験年数、仕事の内容を表示。

＜希望勤務時間＞

希望する勤務時間の有無、有る場合は24時間標記で表示。

＜希望休日＞

休日を希望する曜日が有無、有る場合は曜日を表示。

＜週休二日制の希望＞

毎週か、その他か、不問かを表示。

＜希望賃金(希望月収、希望時間額)＞

税金・社会保険料の控除前の額を表示。パート希望の場合は、希望賃金を時間額で表示。

＜希望勤務地＞

就職希望地の地名を記載(例:東京都千代田区)。交通手段(徒歩、電車、車等)を選択の上、所要時間の希望を表示。

＜マイカー通勤希望＞

マイカーでの通勤希望の有無を表示。

＜在宅勤務希望＞

在宅勤務希望の有無を表示。

＜UIJターン希望＞

UIJターンの希望の有無、有る場合に都道府県の希望を表示。

＜転居の可否＞

就職に際して転居の可否、可である場合は単身可か家族共可かを表示。

＜海外勤務の可否＞

海外勤務が可の場合に表示。

＜学歴・訓練受講歴＞

最終学歴(例:大学 卒業・終了)及び専攻科目を表示。職業訓練を受けた方は訓練機関、学科(コース)名、科目内容を表示。

＜普通自動車運転免許の有無＞

自動車免許(普通)の有無、有る場合はAT限定の有無を表示。

＜免許・資格＞

技能検定等、その他免許資格を有している場合に、その名称、等級等を記入(例:日商簿記2級)。

＜PCソフト・PCスキル＞

文書作成ソフトや表計算ソフト等について利用できるソフトや処理できる水準を表示。

＜専門知識・技術・能力の内容＞

専門職や特殊技能を要する職種に必要な専門知識・技術・能力のほか、前職を生かした商品知識などの社会的技能等を表示。

＜アピールポイント＞

職業生活上自信が持てることなど、特に求人者にアピールしたい内容を表示。

＜経験した主な仕事＞

直近のものから順に、従事した仕事について、その職種や在職期間、現在の状況などを表示。

＜その他特記事項＞

前記の各項目以外で事業主に対して知らせておきたいことを表示。

＜障害の種類等＞

障害の種類やその詳細を表示。

＜問い合わせ先＞

求職者が利用するハローワークを表示。

第 6 利用規約

ハローワーク求人・求職情報提供サービス利用規約(民間職業紹介事業者等)

1 ハローワーク求人・求職情報提供サービス実施の目的

(1) 求人情報提供サービス

公共職業安定所(以下「安定所」という。)で受理した求人情報のうち、求人事業主から提供を了承された求人情報について、オンラインで職業紹介を行う民間職業紹介事業者等に対し提供する(本利用規約において「求人情報提供サービス」という。)

これにより、民間職業紹介事業者等は、安定所が全国ネットワークを活かして開拓した求人情報を活用した多様なサービスの提供が可能になり、官民が連携した求人・求職のマッチング機能が強化され、労働市場全体の需給調整能力が向上する。

(2) 求職情報提供サービス

安定所で受理した求職情報のうち、求職者から提供を了承された求職情報について、求職情報を提供するためにハローワークインターネットサービス上に構築された専用のページ(以下「求人・求職情報提供サービスサイト」という。)を介して職業紹介を行う民間職業紹介事業者等に対し提供する(本利用規約において「求職情報提供サービス」という。)

これにより、民間職業紹介事業者等は、安定所が全国ネットワークを活かして受理した求職情報を活用した多様なサービスの提供が可能となり、官民が連携した求人・求職のマッチング機能が強化され、労働市場全体の需給調整能力が向上する。

なお、本利用規約において「求人情報提供サービス」及び「求職情報提供サービス」を「求人・求職情報提供サービス」と総称する。

2 求人・求職情報提供サービスの対象

(1) 求人情報提供サービス

求人情報提供サービスの対象となる団体は次の①から④とする。(以下「求人対象団体」という。)

なお、職業安定法に基づく事業停止命令を受けている期間又は業務改善命令を受け必要な改善がなされるまでの期間は、新規に対象としない。

- ① 職業安定法第30条第1項に基づき有料職業紹介事業を行う事業者
- ② 職業安定法第33条第1項に基づき無料職業紹介事業を行う事業者
- ③ 職業安定法第33条の2第1項第1号及び第2号に基づき無料職業紹介事業を行う学校等(中学校及び高等学校を除く)
- ④ 職業安定法第33条の3第1項に基づき無料職業紹介事業を行う特別の法人

(2) 求職情報提供サービス

求職情報提供サービスの対象となる団体は上記(1)の①②④であり、かつ、利用申請日(更新申請時を含む)から起算して過去3か月以内に職業紹介事業者として常用(注1)就職の実績が1件以上あること。(以下「求職対象団体」という。)

また、更新申請時において、就職の実績等、申請内容に変更がある場合は、変更申請を併せて行うこと。

なお、更新申請時において、上記の要件を満たさない場合は、利用期限経過後、直ちに退会申請を提出すること。(注2)

(注1)本利用規約でいう常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがない又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)のことである。

(注2)求人・求職情報提供サービスサイトのアカウント(ID(メールアドレス)及びパスワード。以下同じ。)登録時に登録したID(メールアドレス)は、求人・求職情報提供サービスサイト内において5年間保持されるので、5年以内に再度利用申請を行う場合は、以前登録したID(メールアドレス)とは別のID(メールアドレス)でアカウント登録をすること。

3 利用規約の遵守等

本利用規約は、求人・求職情報提供サービス利用開始日から適用され、求人対象団体・求職対象団体は、本利用規約を遵守しなければならない、厚生労働省、都道府県労働

局又は安定所から求人対象団体・求職対象団体に対し、本利用規約に基づき、利用方法の是正等の要請があれば、速やかに是正すること。

厚生労働省又は労働局は、求人対象団体・求職対象団体が本利用規約に違反した場合に、求人・求職情報提供サービスの停止や利用解除を行うことができる。

4 職業安定法の遵守

求人・求職情報提供サービスは、求人対象団体に対する安定所で公開している求人の情報提供、又は、求職対象団体に対する安定所が受理した求職申込み内容に係る情報提供であり、求人対象団体が提供された求人情報を活用して職業紹介を行う際、又は、求職対象団体が提供された求職情報を活用して職業紹介を行う際にも職業安定法の適用に変更はなく、職業紹介事業者として自ら求人を受理、又は、求職申込みを受理するとともに、求職者に対する労働条件の明示や求職者の個人情報の取扱いなど職業紹介事業者として職業安定法上の義務等を負う。

厚生労働省又は都道府県労働局は、求人対象団体・求職対象団体が職業安定法の規定に違反した場合に、求人・求職情報提供サービスの停止や利用解除を行うことができる。

5 求人対象団体・求職対象団体一覧表の作成

求人対象団体・求職対象団体の名称や所在地、職業紹介事業の許可・届出番号、雇用関係助成金取扱いの有無等、プライバシーマークや職業紹介優良事業者マークなど第三者機関の認証がある場合はその旨が記載された一覧表を厚生労働省が作成し、求人・求職情報提供サービスサイトに掲載するとともに、安定所において求人事業主や求職者に対して周知する。

都道府県労働局が求人対象団体・求職対象団体に対し、求人・求職情報提供サービスの停止を決定した場合は、この一覧表に「停止中」である旨が記載される。

また、求人・求職情報提供サービスの利用解除となった場合は、利用解除となった日から起算して3年間は求人・求職情報提供サービス利用に係る再申請ができないこととし、「利用解除となった求人・求職対象団体の一覧表」に記載され、求人・求職情報提供サービスサイトに掲載される。

6 求人・求職情報提供サービスに係る費用負担

求人対象団体・求職対象団体は、求人・求職情報提供を受け、また、提供された情報を利用するために必要な機器等一式を自ら負担する。

7 提供を受けた求人・求職情報の利用

(1) 求人情報

① 求人情報の取得・利用について

求人対象団体は、自ら求職者に対し提供された求人を情報提供することができるが、求人情報提供サービスにより提供される求人情報は、求人事業主が労働者を雇用することを希望し、安定所が求職者に情報提供し職業紹介することを前提に受理した求人であるため、求人情報提供サービスを利用して求人情報を取得し、利用する場合には以下の事項を遵守すること。

ア 職業紹介と関係がない目的で利用しないこと。

イ 求人対象団体以外の第三者(求人対象団体の求職者を除く)への提供及びインターネット等での求職者以外の不特定多数の者への提供は行わないこと。

ウ 安定所の求人全体の正確性の確保のため、求人対象団体が求人内容の変更や求人の取消し等を把握した場合は、求人事業主に対し、求人提出安定所に速やかに連絡するよう必ず依頼すること。

エ 安定所から情報提供を受けた求人情報であること及び求職者が職業紹介を希望する際の手続き等を明示すること。

オ 安定所から提供を受けた求人内容は正確に引用し、内容を改変しないこと。

カ 情報提供を行う際は、常に最新の情報を提供すること。

キ 安定所から提供を受けた求人情報のうち、別に厚生労働省が示す省略不可とした項目(職業安定法第5条の3に規定する労働条件等の明示に関する項目)は省略しないこと。

ク 求人対象団体が提供された求人に独自に情報を付加する場合は、関係法令の規定を遵守し、求人対象団体が求人事業主の同意を得るとともに、付加した情報は求人対象団体の責任で付加したことを求人事業主及び求職者に明確に伝えること。

求人事業主が安定所に申し込んだ求人の内容の変更が必要な場合は、求人事業主から速やかに求人を申し込んだ安定所に申し出るよう必ず依頼すること。

② 求人対象団体の求職者への職業紹介

求人対象団体は、提供された求人情報をもとに、自ら求人事業主に連絡し、労働条件の明示を受けた上で求人を受理し、職業紹介を行うことができる。その際は、以下を遵守すること。

ア 安定所に求人を申し込んだ求人事業主は、そもそも無料の職業紹介を受けることを希望していたものであり、有料職業紹介事業者は、手数料について十分に説明すること。

イ 求人対象団体が求人の申込みを受理した後、求人事業主に対して、速やかに書面の交付または電子メールにより、

(ア) 取扱職種の範囲、

(イ) 手数料に関する事項(有料職業紹介事業者に限る)、

(ウ) 苦情の処理に関する事項、

(エ) 求人者の情報(職業紹介に係るものに限る)の取扱いに関する事項、

(オ) 求職者の個人情報の取扱いに関する事項、

を明示すること。

ウ 求人事業主の希望がある場合に限り、職業紹介以外の充足サービス(求人対象団体が取り扱う求人広告などの利用勧奨など)や職業紹介に関連したサービス(コンサルティング、受入・定着支援など)を提示することができること。

エ 求人事業主に対して、労働者派遣や請負など求人事業主の直接雇用ではない形態への転換や無期雇用から有期雇用への雇用形態の転換、賃金などの労働条件の切り下げを働きかけないこと。ただし、紹介予定派遣は、労働者派遣として開始されるものであるが、労働者派遣の開始前又は開始後に職業紹介を行うことが前提であるため、目的外利用とはならない。

オ 雇用関係助成金の取扱いの有無、取り扱う雇用関係助成金の種類について、あらかじめ求人事業主に十分に説明すること。

カ 求人対象団体が求人を受理した後は、求人対象団体の求人であることを求職者に明確に示すこと。

キ 求人対象団体による職業紹介は全て求人対象団体の責任において実施し、求人内容を含め、安定所は一切の責任を負わないこと。

ク 求人事業主の意に反した営業活動を行わないこと。

(2) 求職情報

① 求職情報の取得・利用について

求職情報提供サービスにより提供する求職情報は、求職者から求職の申込みを受理する際に安定所が把握した情報のうち個人が特定されないものであるため、求職情報提供サービスを利用して当該情報を取得し、利用する場合には以下の事項を遵守すること。

ア 求職情報の取得は、自ら行う職業紹介に案内することのみを目的とすること。

イ 偽りその他不正の手段によって求職者の個人情報を取得しないこと。

ウ 求職者の意に反した営業活動を一切行わないこと。

エ 求職情報を求職対象団体以外の第三者へ提供しないこと。

オ 求職情報の削除・廃棄

(ア) 求職者から求められた場合、当該求職者の求職情報を直ちに削除・廃棄し、対処状況を遅滞なく本人に通知すること。

(前項から続く)

- (イ) 求人・求職情報提供サービスサイトで求職者から求職対象団体が行った案内送信等(求職対象団体からの最初の案内と求職者からの質問への回答等)を受信拒否(ブロック)されたことが明らかになった場合は、遅滞なく当該求職者の求職情報を削除・廃棄すること。
- (ウ) 上記(イ)を除く求職者の求職情報のうち、取得した月の翌々月の末日までに求職受理に至らなかった求職者の求職情報については、遅滞なく削除・廃棄すること。また、当該期間内に求職受理に至った者で、受理した日の属する年度(4月を始期とする1年間をいう。以下同じ。)の翌年度の初日から起算して1年を超えた求職者の求職情報は、遅滞なく削除・廃棄すること。
- (エ) 求職対象団体が求職情報提供サービスの利用を停止した場合(上記3、4により求職情報提供サービスを停止された場合及び利用解除された場合を含む)は、遅滞なく、提供を受けたすべての求職情報を削除・廃棄すること。

カ 求職対象団体が求職者に送信する最初の案内の内容等

求職対象団体が求人・求職情報提供サービスサイトを通じて求職者に最初に案内を送付する際には、求職者がその後のサービスの利用に当たっての検討を十分に行うことができるよう、求職対象団体が利用申請書に記載した職業紹介の実績、取り扱っている求人に関する情報(職種・業種・地域)、職業紹介に関する(求職者からの)手数料や個人情報管理・苦情処理責任者(以下「個人情報管理等責任者」という。)の情報等(以下「必須情報」という。)がシステム上で自動的に送信される。このため、求職対象団体は、必須情報に変更があった場合、速やかに利用申請を行った都道府県労働局(以下、求人対象団体・求職対象団体が利用申請を行った都道府県労働局を「管轄労働局」という。)に届け出ること。

さらに、求職者とやりとりをしている途中で必須情報を変更した場合、求職者に対して必須情報を変更した旨及び変更後の内容を必ず送信すること。

なお、当該必須情報に虚偽がある場合には、上記イに当たるものとして取り扱うこと。

- キ 求人・求職情報提供サービスサイト上で、求職情報提供サービスの対象となる求職者に対して、求職対象団体が求職者へ案内送信等できる件数は、総数で1日当たり1,000件を上限とすること。
- ク 求職申込みなど氏名、連絡先等の個人を特定できる情報のやりとりは、求人・求職情報提供サービスサイト上では行わず、求職対象団体が示す求職情報提供サービス以外の連絡方法を用いて行うこと。
- ケ 求職情報提供サービスを利用して、新規大学卒業者等に対して行う、職業紹介以外の有料サービスの提供は、当該有料サービスについてサービスの種類・金額等について、管轄労働局に事前に届け出た上で、求職情報提供サービスを利用する求職者に事前に説明し、承諾を得た場合を除き、認めないこと。

② 求職対象団体の求人者への職業紹介

求職対象団体は、求職情報提供サービスをきっかけとして、自ら行う職業紹介事業のサービスを受けることを希望し、職業安定法に基づき求職申込みを受理した者に対し、自ら求人者に対する職業紹介を行うことができる。その際は、以下を遵守すること。

- ア 求職情報提供サービスを活用して求職者より求職申込みがあった場合は、職業安定法に則り、すべて受理すること。
- イ 安定所に求職申込みを行った求職者は、そもそも無料の職業紹介を受けることを希望しているものであり、職業紹介に伴って、求職受付手数料、職業紹介手数料を含めた有料のサービスが発生する場合は、求職受理前に求職者に対してその旨の説明を行うこと。
- ウ 求職者に対して、職業紹介と関連しないサービスの提供は行わないこと。求職者の希望がある場合に限り、職業紹介以外の有料の就職支援サービスを提供することができること。
- エ 求職対象団体が求職申込みを受理した後は、求職対象団体の求職者であることを求人者に明確に示すこと。
- オ 求職対象団体は、求職情報提供サービスを利用する求職者に派遣労働者としての登録を働きかけないこと。
- カ 求職対象団体による求人・求職情報提供サービスサイト上のやりとり、職業紹介及び関連サービスは、すべて求職対象団体の責任において実施し、安定所は一切の責任を負わないこと。

ただし、管轄労働局又は安定所は、求職情報提供サービスを利用して生じた求職者からの苦情を受け付け、必要に応じ、事実関係の報告や利用方法の是正等を求職対象団体に求めることから、求職対象団体は求めがあった場合には責任を持って対応すること。

(次項に続く)

8 法違反が疑われる行為及び利用規約違反が生じた場合等の対応

求人対象団体・求職対象団体が本サービスを利用する中で、職業安定法違反等が疑われる行為及び利用規約の違反が明らかになった場合、以下の対応を行う。

(1) 職業安定法違反が疑われる場合の対応

求人対象団体・求職対象団体に職業安定法違反の疑いがある行為を把握した場合は、労働局又は安定所は情報収集の上、速やかに求人対象団体・求職対象団体を管轄する労働局の需給調整事業担当に必要な対応を依頼する。

求人対象団体・求職対象団体に対し、職業安定法に基づく許可の取消し、事業停止命令、改善命令を行った場合は、管轄労働局は、是正が確認されるまでの間、求人・求職情報提供サービスの停止を行う。

(2) 利用規約違反行為があった場合の対応

① 求人情報の利用方法が不適切である場合

求人対象団体が上記7(1)に違反し、求人情報の利用が不適切であることが明らかになった場合、利用規約違反として労働局又は安定所から是正要請を行うとともに、管轄労働局は一定期間(6か月)、求人・求職情報提供サービスを停止する。また、利用再開後、再度利用規約違反行為を行った場合は、管轄労働局は求人・求職情報提供サービスの利用解除をする。

② 求職対象団体による宣伝、他サービスへの誘導等

求職情報を提供する求職者に対し、求職申込みに向けた案内送信等ではなく各種面接会やセミナー等のサービス(有料・無料を問わない)の一方的な宣伝的行為(職業紹介につなげるための求人情報の提供ではなく単なる求人広告の提供の実施、リクルートスーツの販売広告など職業紹介に無関係な情報の送付など。)等、求職情報提供サービスの目的以外の行為が明らかになった場合、利用規約違反として労働局又は安定所から是正要請を行うとともに、管轄労働局は一定期間(6か月)、求人・求職情報提供サービスを停止する。

③ 求職対象団体による過剰な営業活動

大量の求職者へ働きかけを行って求職申込みさせた後に、重点的に支援を行う者の選別を行う(職業安定法第3条に係るものを除く。)など、求職対象団体による過剰な営業活動によって、求職申込みをしたものの求職対象団体から必要な支援を受けられない恐れが生じていることが明らかになった場合、労働局又は安定所から是正要請を行い、是正が確認されるまでの間、管轄労働局は求人・求職情報提供サービスを停止する。また、利用再開後、再度利用規約違反行為を行った場合は、管轄労働局は求人・求職情報提供サービスの利用解除をする。

④ 期間内に手続き・報告を行わない場合、報告に関する不適切な行為、第三者への提供等

求人対象団体・求職対象団体が職業紹介事業の許可の有効期限を過ぎても変更申請手続きを行わない、求職情報提供サービスの有効期限を過ぎても更新申請手続きを行わない、年度の利用状況について期限内に報告を行わない、管轄労働局又は安定所に虚偽の報告をする、個人が特定されない保有資格等の求職情報を第三者へ提供するなど、期間内に手続き・報告を行わない場合、報告に関する不適切な行為や求職情報の取扱いに係る不適切な行為が明らかになった場合、管轄労働局は次の対応を行う。

a 職業紹介事業の許可の有効期限及び求職情報提供サービスの有効期限の満了日の翌日、年度の利用状況の報告期限(4月20日)の翌日から1か月(本利用規約において、期間の計算は、民法(第一編 総則 第六章 期間の計算)による。ただし、期間の末日が「行政機関の休日に関する法律」第1条各号で定める行政機関の休日となる場合は、その前日までとする。以下同じ。)を過ぎても、手続き、報告がなされない場合は、一定期間(6か月)、求人・求職情報提供サービスを停止する。

停止後、一定期間(6か月)を過ぎても状況が改善されない場合、又は利用再開後に直ちに同種の利用規約違反行為を行った場合は、求人・求職情報提供サービスの利用解除をする。

b 虚偽の内容を報告する、求職情報を不正に取得・利用する等の悪質性が高いと判断される場合は、求人・求職情報提供サービスの利用解除をする。

⑤ その他の不適切な行為

本人が希望しないにもかかわらず在職中の会社に電話連絡等を行う、その他上記①～④以外の利用規約に違反した行為が明らかになった場合、次の対応を行う。

a 利用規約違反として労働局又は安定所からは是正要請を行い、是正が確認されるまでの間、管轄労働局は求人・求職情報提供サービスを停止する。

b 悪質性が高いと判断される場合は、求人・求職情報提供サービスの利用解除をする。

(前項から続く)

(3) 法違反及び利用規約違反が疑われる行為が生じた場合の労働局及び安定所の対応

管轄労働局は、求人対象団体・求職対象団体が職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 その他労働関係法令違反に係る行政指導等を受けた場合、又は利用規約違反行為が明らかになった場合、事案に応じ、求人・求職情報提供サービスを停止又は利用解除をする。

なお、違反行為の事実関係の確認に時間を要する場合には、管轄労働局の判断により事実が確認されるまでの間、求人・求職情報提供サービスの利用停止を一時的に行うことがある。

求職者等からの苦情などにより労働局又は安定所が求人対象団体・求職対象団体の利用規約違反が疑われる行為を把握した場合、労働局又は安定所は求人対象団体・求職対象団体の連絡責任者又は個人情報管理等責任者に事実確認を行うことから、求人対象団体・求職対象団体は責任を持って対応すること。

(4) 利用解除を受けた求人対象団体及び求職対象団体の再申請

上記により利用解除された求人対象団体及び求職対象団体は、利用解除された日から3年間は、求人・求職情報提供サービス利用に係る再申請ができない。

9 アカウントの登録及び管理

求人・求職情報提供サービスサイトを利用するためにはアカウントを登録する必要がある。登録したアカウントは求人対象団体・求職対象団体の責任で管理し、第三者に開示、貸与及び譲渡してはならない。アカウントが、第三者に不正に利用される可能性がある場合は、速やかに厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室及び同省の委託を受けた運用監視業者(以下「運用管理組織」という。)に報告すること。

求人・求職情報提供サービスを利用するために必要な機器の設置と設定作業を求人対象団体・求職対象団体以外に委託する場合、アカウントが漏えいすることのないよう委託先と適切に機密保護契約を締結すること。

10 利用申請の各種手続

求人・求職情報提供サービスサイトから利用申請・変更申請・更新申請・退会申請の手続を行うことになるが、各種手続の申請書は求人・求職情報提供サービスサイトから登録手続をした日の翌日から14日以内(期限の末日が「行政機関の休日に関する法律」第1条各号で定める行政機関の休日となる場合はその前日まで。以下同じ。)に、申請書を管轄労働局にメール(注3)により提出すること。

管轄労働局は申請書提出後に登録手続きの処理を行うこととなるので、求人・求職情報提供サービスサイトの登録手続きのみでは、登録手続きは完了しないので、注意すること。

なお、求人・求職情報提供サービスサイトから登録手続をした日の翌日から14日を超える登録手続データは求人・求職情報提供サービスサイトから自動的に削除されるので、当該日までに申請書を管轄労働局にメールにより提出しない場合は、新たに申請の手続きをする必要があることに留意すること。

(注3) 求人・求職情報提供サービスのアカウント登録後、管轄労働局から申請用の労働局メールアドレスの情報が連絡責任者のメールアドレス宛てに送付される(アカウント登録の手続きをした日の翌日から3日(ただし、「行政機関の休日に関する法律」第1条各号で定める行政機関の休日となる場合はその日を除く。)を過ぎても、管轄労働局から申請用の労働局メールアドレスの送付が無い場合は、21「各種問い合わせ先について」の「求人情報オンライン提供 職業紹介事業者ご担当者様へ(労働局担当窓口一覧)」に記載のある管轄労働局の担当窓口まで問い合わせること。))。

利用申請・変更申請・更新申請・退会申請後、求人・求職情報提供サービスサイトから申請書(PDF)をダウンロードして印刷し、内容を確認の上、申請書の申請者確認欄に申請者(利用団体の代表者。以下同じ。)氏名を記入する(申請書の「署名または記名押印」欄の署名又は記名押印については不要とし、申請者氏名を記入するだけでよい。))。

申請者氏名を記入した申請書をPDF化し、登録手続きをした日から14日以内にメールにより管轄労働局に提出する。

また、申請者氏名を記入した申請書をPDF化することができない等の事情がある場合は、管轄労働局に事前に電話等で事情を説明した上で、郵送及び持参により提出しても差し支えない。この場合も、登録手続きをした日から14日以内に管轄労働局に提出すること。

(次項に続く)

11 アクセス制限

特定の時間帯にアクセスが集中するなどにより円滑な求人・求職情報提供サービスに支障が生じる可能性がある場合、厚生労働省は求人対象団体・求職対象団体に通知した上でアクセス制限等の対処を実施する場合がある。

12 連絡責任者及び個人情報管理・苦情処理責任者の指定

(1) 連絡責任者の指定

求人対象団体・求職対象団体は、管轄労働局及び安定所との調整に当たる連絡責任者(安定所から提供される求人・求職情報を活用して行う業務の責任者)を常勤の社員の中から1名指定すること。

なお、連絡責任者は、職業安定法第32条の14に基づき専任する職業紹介責任者とすることが望ましい。

(2) 個人情報管理等責任者の指定

求人対象団体・求職対象団体は、上記(1)の連絡責任者に加え、個人情報の管理及び求職者等からの苦情申出の処理に当たる個人情報管理等責任者を常勤の社員の中から1名指定すること。

なお、上記(1)の連絡責任者が求人情報提供サービス及び求職情報提供サービスで兼務すること及び個人情報管理等責任者を兼務することは可能とする。

13 セキュリティ対策等について

求人対象団体・求職対象団体は、提供された求人・求職情報の適切な運用、安全性の確保、障害等の予防の観点から、以下の措置を講じなければならない。

(1) アンチウイルスソフトウェア等により不正プログラムとして検知されている実行ファイルやデータファイルを実行又はアプリケーションで読み込ませないようにすること。

(2) アンチウイルスソフトウェアの不正プログラムの定義ファイルを常に最新の状態に維持し、不正プログラムの自動検査機能を有効にすること。

(3) セキュリティの脆弱性への対応を行っていないOSや閲覧ソフト等を用いないこと。

(4) 定期的に全ての電子ファイルに対して、不正プログラムの有無を確認すること。

(5) 提供される求人・求職情報の漏えい、滅失、き損、改ざん等を行わせないようにすること。

(6) 求人・求職情報提供サービスに接続している情報処理機器に対する不正アクセス行為を行わせないようにすること。

14 運用管理組織からの措置要求について

運用管理組織は、提供された求人・求職情報の適正な運用、安全性の確保、障害等からの回復のために、必要があると認める場合においては、連絡責任者に対して必要な措置を講ずることを求めることができ、連絡責任者がこれに応じない場合は、求人・求職情報提供サービスを停止することができる。

15 苦情の処理

(1) 個人情報管理等責任者の明示

求職対象団体は、求職者等からの苦情に対応するため、求人・求職情報提供サービスサイトを通じて、求職者個々に最初に案内を送信する際に、個人情報管理等責任者の氏名、連絡先を求職者に対して明示すること。

(2) 苦情等の記録

求人対象団体・求職対象団体は、求人者や求職者から苦情の申出を受けた場合は、適切かつ迅速に対応するとともに、申出を受けた年月日、苦情の内容、対応の経過等について記録し、その後のトラブルの防止に活用すること。なお、当該記録については、管轄労働局又は安定所からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

(前項から続く)

(3) 苦情等への対応

求人対象団体・求職対象団体は、求人者や求職者から苦情の申出を受けた安定所、労働局等から苦情に関する連絡を受けた場合は、直接苦情の申出を受けた場合と同様に、適切かつ迅速に対応すること。

16 メンテナンス作業の実施

以下の時間帯はシステムのメンテナンスを行うため、システムの停止が発生する。また、緊急のシステム障害等のため、事前周知なくメンテナンス作業を実施する場合がある。

(1) 毎日 00:00～6:00

(2) 毎月月末の日 21:30～翌日6:00

17 免責事項等

提供された求人・求職情報の利用又は求人・求職情報提供サービスの利用停止(安定所の業務システムの障害及びシステムメンテナンスによるものも含む)に関して生じた損害について、厚生労働省は一切責任を負わず、求人対象団体・求職対象団体に対し損害賠償する義務はないものとする。

求人対象団体・求職対象団体が提供された求人・求職情報を利用したこと、アカウントを第三者に不正に利用されたこと又は上記セキュリティ対策を適切に講じなかったことにより、求人者、求職者、その他の第三者又は厚生労働省に対して損害を与えた場合も、求人対象団体・求職対象団体は自らの責任と費用により解決するものとする。

また、安定所の業務システムの改修等により、オンライン提供の利用停止やソフトウェア等の更新が必要となる場合がありえるが、これに伴い発生する損害や経費は、求人対象団体・求職対象団体が負担すること。

18 不利益行為等の禁止

求人・求職情報提供サービスの利用に当たっては、第三者又は厚生労働省に対し、不利益もしくは損害を与える行為又はそのおそれがある行為等を禁止する。

19 利用状況の報告等

(1) 利用実績の定期報告

① 求人情報提供サービス

求人対象団体は、提供された求人情報をもとに採用が決定した人数等を、令和2年度から年1回、求人・求職情報提供サービスサイトを介して、年度の利用状況(以下「利用状況」という。)を年度の最終月の翌月(4月)20日までに厚生労働省・管轄労働局に報告すること。(注4)

また、有料職業紹介事業者については、求人情報提供により採用が決定した人数の手数料の合計額も記入することに留意すること。

なお、3月の第3月曜日(利用実績の報告月(4月)の約1か月前)に、求人・求職情報提供サービスサイトを介して利用状況を報告するように促す「【ハローワーク】報告申請期間リマインド通知(電子メール)」がハローワークシステムから求人対象団体に送信されるので、求人対象団体は、失念することのないよう、必ず期限内(4月20日まで)に求人・求職情報提供サービスサイトを介して利用状況を厚生労働省・管轄労働局に報告すること。

管轄労働局からの提出依頼に関わらず、利用状況の報告期限(4月20日)の翌日から1か月を過ぎても厚生労働省・管轄労働局に利用状況の報告が無い場合、管轄労働局は、一定期間(6か月)、求人・求職情報提供サービスを停止する。

停止後、一定期間(6か月)を過ぎても状況が改善されない(利用状況の報告の提出の見込みが無い)場合、又は利用再開後に直ちに利用状況の報告がなされない場合、管轄労働局は、求人・求職情報提供サービスの利用解除をする。

(注4) 令和2年度分の報告についても年度単位で報告すること。令和2年度上半期の報告を管轄労働局に報告した求人対象団体についても、令和2年度上半期の報告分に令和2年度下半期の報告分を加えた利用状況を報告すること。

(次項に続く)

(前項から続く)

また、提供された求人情報をもとに採用が決定した人数が0人である等、求人情報提供サービスの利用実績が無い場合でも、求人・求職情報提供サービスサイトを介して、その利用状況を4月20日までに厚生労働省・管轄労働局に報告すること。

② 求職情報提供サービス

求職対象団体は、提供された求職情報の利用状況等を、令和2年度から年1回、求人・求職情報提供サービスサイトを介して、年度の利用状況(以下「利用状況」という。)を年度の最終月の翌月(4月)20日までに厚生労働省・管轄労働局に報告すること。(注5)

また、有料職業紹介事業者については、求職情報提供サービスを活用して求職申込みをした求職者に係る求職者手数料及び当該求職者の職業紹介について求人者が負担した手数料のそれぞれの合計額と件数も記入することに留意すること。

なお、3月の第3月曜日(利用実績の報告月(4月)の約1か月前)に、求人・求職情報提供サービスサイトを介して利用状況を報告するように促す「【ハローワーク】報告申請期間リマインド通知(電子メール)」がハローワークシステムから求職対象団体に送信されるので、求職対象団体は、失念することのないよう、必ず期限内(4月20日まで)に求人・求職情報提供サービスサイトを介して利用状況を厚生労働省・管轄労働局に報告すること。

管轄労働局からの提出依頼に関わらず、利用状況の報告期限(4月20日)の翌日から1か月を過ぎても厚生労働省・管轄労働局に利用状況の報告が無い場合、管轄労働局は、一定期間(6か月)、求人・求職情報提供サービスを停止する。

停止後、一定期間(6か月)を過ぎても状況が改善されない(利用状況の報告の提出の見込みが無い)場合、又は利用再開後に直ちに利用状況の報告がなされない場合、管轄労働局は、求人・求職情報提供サービスの利用解除をする。

(注5) 令和2年度分の報告についても年度単位で報告すること。令和2年度上半期の報告を管轄労働局に報告した求職対象団体についても、令和2年度上半期の報告分に令和2年度下半期の報告分を加えた利用状況を報告すること。

また、求職情報提供サービスを活用して得た新規求職申込み件数が0件である等、求職情報提供サービスの利用実績が無い場合でも、求人・求職情報提供サービスサイトを介して、その利用状況を4月20日までに厚生労働省・管轄労働局に報告すること。

(2) 管轄労働局等の求めに応じた報告

求人対象団体・求職対象団体は、上記(1)に加え、厚生労働省、管轄労働局、又は安定所から求めがあれば、提供された求人・求職情報の利用状況等を報告すること。

なお、提供された求人・求職情報の利用状況等について、厚生労働省、管轄労働局、又は安定所が必要に応じ、個々の求人対象団体・求職対象団体に対して実態調査を行う場合があるので、協力すること。

(3) 利用停止等の手続き

求人対象団体・求職対象団体が求人・求職情報提供サービスの利用を停止する場合は、速やかに管轄労働局に届け出ること。

その他、各種変更届の提出など、厚生労働省が求人・求職情報提供サービスの実施に関して定める各種の手続き等を速やかに行うこと。

20 利用規約の変更

厚生労働省は厚生労働省の裁量により本利用規約を変更することができるものとし、変更後の本利用規約は全ての求人対象団体・求職対象団体に適用されるものとする。

厚生労働省が本利用規約を変更する場合は、求人・求職情報提供サービスサイトに掲載することとする。

21 各種問い合わせ先について

求人・求職情報提供サービスサイトの操作方法、求人情報CSVデータの仕様、求人情報API連携の機能及びパスワードが不明な場合等、システムの機能に係る事項の問い合わせについては、以下に問い合わせること。

(次項に続く)

(前項から続く)

【求人・求職情報提供サービスサイトの操作方法等の問い合わせ先】

ハローワークインターネットサービスヘルプデスク(運用管理組織)

電話番号:0570-077450

受付時間:月曜～金曜 9:30～18:00(年末年始、祝日除く)

E-mail:helpdesk@hd.hellowork.mhlw.go.jp

利用申請等に係る問い合わせについては、以下に問い合わせること。

【利用・変更・更新・退会申請等(求人・求職情報提供サービスのアカウントが不明なため、申請を提出できない場合を含む)に係る問い合わせ先】

求人情報オンライン提供 職業紹介事業者ご担当者様へ(労働局担当窓口一覧)

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/labour_bureau_list.pdf

22 その他

求人・求職情報提供サービスに関し、本利用規約に定めない事項は、厚生労働省が定めるところによる。

また、厚生労働省は、求人・求職情報提供サービスサイトへの掲載により、いつでも求人・求職情報提供サービスの実施について全部又は一部の変更や廃止を行うことができる。

23 準拠法及び合意管轄裁判所

本利用規約には、日本法が適用されるものとする。

求人・求職情報提供サービスの利用に関連する紛争については、受付労働局の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

なお、求職情報提供サービスの利用に関連した求職者との紛争の場合は、求職者が求職申込みを行った安定所の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

24 附則

本利用規約は令和3年12月1日から施行する。

なお、令和3年12月1日以降、引き続き、求人・求職情報提供サービスを利用する場合には本利用規約に同意したものとみなす。

【お問い合わせ先】 各都道府県労働局

都道府県労働局部課名	所在地等	都道府県労働局部課名	所在地等
北海道労働局 職業安定部職業安定課	〒060-8566 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎3階 〔電話 011(709)2311(代)〕〔FAX 011(738)1061〕 https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/	滋賀労働局 職業安定部職業安定課	〒520-0806 大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎5階 〔電話 077(526)8609(直)〕〔FAX 077(528)5418〕 https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/
青森労働局 職業安定部職業安定課	〒030-8558 青森市新町2-4-25 青森合同庁舎7階 〔電話 017(721)2000(代)〕〔FAX 017(773)5372〕 https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/	京都労働局 職業安定部職業安定課	〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451 〔電話 075(241)3268(直)〕〔FAX 075(241)3264〕 https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/
岩手労働局 職業安定部職業安定課	〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階 〔電話 019(604)3004(直)〕〔FAX 019(604)1533〕 https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/	大阪労働局 職業安定部職業安定課	〒540-0028 大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通Fビル21階 〔電話 06(4790)6300(直)〕〔FAX 06(4790)6307〕 https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/
宮城労働局 職業安定部職業安定課	〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎 〔電話 022(299)8061(直)〕〔FAX 022(299)8064〕 https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/	兵庫労働局 職業安定部職業安定課	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー14階 〔電話 078(367)0800(直)〕〔FAX 078(367)3852〕 https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/
秋田労働局 職業安定部職業安定課	〒010-0951 秋田市山王3-1-7 東カنبビル5階 〔電話 018(883)0006(代)〕〔FAX 018(865)6179〕 https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/	奈良労働局 職業安定部職業安定課	〒630-8570 奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎 〔電話 0742(32)0208(直)〕〔FAX 0742(32)0225〕 https://jsite.mhlw.go.jp/nara-roudoukyoku/
山形労働局 職業安定部職業安定課	〒990-8567 山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階 〔電話 023(626)6109(直)〕〔FAX 023(635)0580〕 https://jsite.mhlw.go.jp/yamagata-roudoukyoku/	和歌山労働局 職業安定部職業安定課	〒640-8581 和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎5階 〔電話 073(488)1160(直)〕〔FAX 073(475)0115〕 https://jsite.mhlw.go.jp/wakayama-roudoukyoku/
福島労働局 職業安定部職業安定課	〒960-8513 福島市花園町5-46 福島第2地方合同庁舎3階 〔電話 024(529)5338(直)〕〔FAX 024(536)4200〕 https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/	鳥取労働局 職業安定部職業安定課	〒680-8522 鳥取市富安2-89-9 〔電話 0857(29)1707(直)〕〔FAX 0857(22)7717〕 https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/
茨城労働局 職業安定部職業安定課	〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎7階 〔電話 029(224)6218(直)〕〔FAX 029(224)6279〕 https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/	島根労働局 職業安定部職業安定課	〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階 〔電話 0852(20)7016(直)〕〔FAX 0852(20)7025〕 https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/
栃木労働局 職業安定部職業安定課	〒320-0845 宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎2階 〔電話 028(610)3555(直)〕〔FAX 028(637)8609〕 https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/	岡山労働局 職業安定部職業安定課	〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎 〔電話 086(801)5103(直)〕〔FAX 086(801)4526〕 https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/
群馬労働局 職業安定部職業安定課	〒371-0854 前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル9階 〔電話 027(210)5007(直)〕〔FAX 027(210)5103〕 https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/	広島労働局 職業安定部職業安定課	〒730-0013 広島市中区八丁堀5-7 広島Kビル4階 〔電話 082(502)7831(直)〕〔FAX 082(502)7825〕 https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/
埼玉労働局 職業安定部職業安定課	〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル ランド・アクシス・タワー15階 〔電話 048(600)6208(直)〕〔FAX 048(600)6228〕 https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/	山口労働局 職業安定部職業安定課	〒753-8510 山口市巾河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館 〔電話 083(995)0380(直)〕〔FAX 083(995)0384〕 https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/
千葉労働局 職業安定部職業安定課	〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎 〔電話 043(221)4081(直)〕〔FAX 043(202)5140〕 https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/	徳島労働局 職業安定部職業安定課	〒770-0851 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4階 〔電話 088(611)5383(直)〕〔FAX 088(622)2448〕 https://jsite.mhlw.go.jp/tokushima-roudoukyoku/
東京労働局 職業安定部職業安定課	〒102-8305 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎12階 〔電話 03(3512)1653(直)〕〔FAX 03(3512)1565〕 https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/	香川労働局 職業安定部職業安定課	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎3階 〔電話 087(811)8922(直)〕〔FAX 087(811)8934〕 https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/
神奈川労働局 職業安定部職業安定課	〒231-0015 横浜市中区尾上町5-77-2 大和地所馬車道ビル3階 〔電話 045(650)2800(代)〕〔FAX 045(650)2804〕 https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/	愛媛労働局 職業安定部職業安定課	〒790-8538 松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎5階 〔電話 089(943)5221(直)〕〔FAX 089(941)5200〕 https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-roudoukyoku/
新潟労働局 職業安定部職業安定課	〒950-8625 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館 〔電話 025(288)3507(直)〕〔FAX 025(288)3517〕 https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-roudoukyoku/	高知労働局 職業安定部職業安定課	〒781-9548 高知市南金田1-39 〔電話 088(885)6051(直)〕〔FAX 088(885)6064〕 https://jsite.mhlw.go.jp/kochi-roudoukyoku/
富山労働局 職業安定部職業安定課	〒930-8509 富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎6階 〔電話 076(432)2782(直)〕〔FAX 076(432)3801〕 https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/	福岡労働局 職業安定部職業安定課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館0階 〔電話 092(434)9801(直)〕〔FAX 092(434)9821〕 https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/
石川労働局 職業安定部職業安定課	〒920-0024 金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎5階 〔電話 076(265)4427(直)〕〔FAX 076(261)1407〕 https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/	佐賀労働局 職業安定部職業安定課	〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎6階 〔電話 0952(32)7216(直)〕〔FAX 0952(32)7223〕 https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/
福井労働局 職業安定部職業安定課	〒910-8559 福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎9階 〔電話 0776(26)8609(直)〕〔FAX 0776(27)5320〕 https://jsite.mhlw.go.jp/fukui-roudoukyoku/	長崎労働局 職業安定部職業安定課	〒850-0033 長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル6階 〔電話 095(801)0040(直)〕〔FAX 095(801)0041〕 https://jsite.mhlw.go.jp/nagasaki-roudoukyoku/
山梨労働局 職業安定部職業安定課	〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11 〔電話 055(225)2857(直)〕〔FAX 055(225)2785〕 https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/	熊本労働局 職業安定部職業安定課	〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階 〔電話 096(211)1703(直)〕〔FAX 096(323)3663〕 https://jsite.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/
長野労働局 職業安定部職業安定課	〒380-8572 長野市中御所1-22-1 〔電話 026(226)0865(直)〕〔FAX 026(226)0157〕 https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/	大分労働局 職業安定部職業安定課	〒870-0037 大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル3階 〔電話 097(535)2090(直)〕〔FAX 097(535)2091〕 https://jsite.mhlw.go.jp/oita-roudoukyoku/
岐阜労働局 職業安定部職業安定課	〒500-8723 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎4階 〔電話 058(245)1311(直)〕〔FAX 058(245)3105〕 https://jsite.mhlw.go.jp/gifu-roudoukyoku/	宮崎労働局 職業安定部職業安定課	〒880-0805 宮崎市橋通東3-1-22 宮崎合同庁舎5階 〔電話 0985(38)8823(直)〕〔FAX 0985(38)8829〕 https://jsite.mhlw.go.jp/miyazaki-roudoukyoku/
静岡労働局 職業安定部職業安定課	〒420-8639 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階 〔電話 054(271)9950(直)〕〔FAX 054(271)9966〕 https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/	鹿児島労働局 職業安定部職業安定課	〒892-0847 鹿児島市西千石町1-1 鹿児島西千石第一生命ビル1階 〔電話 099(219)8711(直)〕〔FAX 099(216)9911〕 https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/
愛知労働局 職業安定部職業安定課	〒460-6640 名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル13階 〔電話 052(219)5504(直)〕〔FAX 052(220)0571〕 https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/	沖縄労働局 職業安定部職業安定課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階 〔電話 098(868)1655(直)〕〔FAX 098(868)1635〕 https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/
三重労働局 職業安定部職業安定課	〒514-8524 津市島崎町327-2 津第2地方合同庁舎2階 〔電話 059(226)2305(直)〕〔FAX 059(227)4331〕 https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/		